## ブック・エンド・ドリーム・プロジェクト 規約

(名称)

第1条 この団体は、ブック・エンド・ドリームプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を岩手県盛岡市中野一丁目4番14号株式会社興版社内に置く。

(目的)

第3条 この団体は、東日本大震災で被災した三陸沿岸の小・中学校の児童・生徒に対し、 絵画指導や講演会等を行うことにより、心の支援を図っていくことを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業等を行う。

1 作品ノートを頒布し、その収益から図書支援をする事を主たる目的とする。

ただし、計画によっては、児童・生徒への構成員の画家による絵画指導、並びに絵画展や 講演会等の実施等、その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 この団体に、代表1名、副代表若干名、監事若干名を置く。

(選任等)

第6条 代表及び副代表は、構成員の中における互選とする。

2 監事は、構成員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第8条 この団体に、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長及び職員は、代表者が任免する。

## 附則

- 1 この規定は、平成26年6月7日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 3 この団体の設立当初の事業年度は、平成27年3月31日までとする。
- 4 平成27年4月24日の総会後、本年事業は平成28年3月31日までとする。